

法律家の隣にいる者として

法律事務所職員

金川 陽子

職場に入って間もなく、先輩事務員から「ちょっと手伝って欲しい」と言われ、その当時大きな社会問題になっていたサラ金被害者の会合に誘われた。

多くの人との出会いがあって

当時の刑罰金利は109.5%。今からは考えられない高金利に加えて、悪徳金融業者の厳しい取立てによる自殺や夜逃げ、一家離散や、子どもの学校にまでおよぶ取立てで学校に行けない未就学児童の問題など痛ましい現実を知った。しかし、私に手伝って欲しいことが、そのサラ金を規制する法律を作る会の事務局だということには気が付かなかった。が、その先輩がとても怖かった（仲良しですけど）のと、自らのアバウトな性格も災いして引き受けてしまった。

それまでは夕方6時には自宅に戻っていた自分に怒濤の日々がやってきた。事務所の仕事を終え向かうのは法案の勉強会だったり、某新聞社の印刷機だったり、有楽町マリオン前の宣伝など、とにかく、毎日新しい場所に行き、初めて会う人と話す刺激的(?)なときを過ごした。木村晋介弁護士や宇都宮健児弁護士の活躍も目の当たりにした。

東弁職員で後に業務研修会でもお世話になった高島洋子さんとも、この頃お会いした。若くして亡くなられ残念なことだと思う。そして、全国で被害救済のために頑張っておられた法律事務所職員の方たちと会うことも出来た。被害者の方々をまとめ、テキパキと会合の準備を行ない弁護士をサポートしていた先輩たちは生き生きして見えた。

1983年貸金業規制法が成立した。私は諸般の事情でお手伝いを抜けたが、昨年末、この貸金業規制法が改正されグレーゾーン撤廃が決まった。

再び「ちょっと手伝って」

それから十数年後、既に事務所を退職していた件の先輩から「ちょっと手伝って」とまた言われ、今度は、少年5人による女子中学生殺人えん罪事件だった。当時13～15歳だった少年たちは警察の取調べで自白、審判廷で無実を訴えたが「有罪」が確定。少女の親からの損害賠償請求で民事訴訟が始まり、1審無罪（請求棄却）、2審有罪（1審判決破棄）、あとは最高裁しかないという場面だった。

それからは、友人や学生やいろいろな人が支援する会に加わってくれた。みんなで調書の分析や、夜から明け方までの現地調査を行ない無実の確信を深めていった。そして、「A型の垢とB型の唾液でAB型になる」とされた血液型の証拠について、ある人が「だったら、A型とB型の人を集めて実験しよう」と言い出し、実際に鑑定書を提出するまでの成果を生み出した。

この事件は最高裁で高裁に差し戻され、2002年10月29日勝訴した。心を閉ざしていた元・少年たちが多くの人の励ましの中で、「誇りをもって生きていきたい」と言ってくれた時は本当に嬉しかった。反面、亡くなった少女のことを思うと複雑な気持ちにもなった。勧善懲悪好きの単純な私に、事件にはせつない面もあることを教えてくれた。

市民感覚を忘れずにいたい

今思うと、サラ金問題もえん罪事件も、多くの人がかかわる中で、ひとり法律家だけではない目線、感覚が光った市民力とでもいうセンスが生かされていた。私も法律家の隣にいる者として、その市民感覚を忘れずにいたいと思う。